

**指定短期入所生活介護利用契約書
及び
重要事項説明書**

(令和4年3月改正)

社会福祉法人楽老会

指定短期入所生活介護事業所 女の都山荘

〒852-8144 長崎市女の都1丁目1597番地

TEL:095-845-6888 FAX:095-845-6899

<http://www.rakuroukai.or.jp>

指定短期入所生活介護（ショートステイ）利用契約書

ショートステイを利用する者（以下、「契約者」という。）と指定短期入所生活介護事業者女の都山荘（以下、「事業者」という。）は、契約者が事業者から提供される短期入所生活介護サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下、「本契約」という。）を締結します。

第1章 総 則

第1条（契約の目的）

- 1 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援する事を目的として、契約者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、第4条及び第5条に定める短期入所生活介護サービスを提供します。
- 2 事業者が契約者に対して実施する短期入所生活介護サービスの内容、利用期間、費用等の事項（以下、「短期入所生活介護計画」という。）は、別紙「重要事項説明書」に定めるとおりとします。

第2条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

ただし、契約期間の満了の2日前までに契約者から文章による契約終了の申し入れがない場合には、本契約はさらに同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条（短期入所生活介護計画の決定・変更）

- 1 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画(ケアプラン)が作成されている場合には、それに沿って契約者の短期入所生活介護計画を作成するものとします。
- 2 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、短期入所生活介護計画の作成を行います。その場合に、事業者は、契約者に対して、居宅介護支援事業者を紹介する等居宅サービス計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
- 3 事業者は、短期入所生活介護計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
- 4 事業者は、契約者に係る居宅サービス計画が変更された場合、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、短期入所生活介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、短期入所生活介護計画の変更の必要があると認められた場合は、契約者及びその家族と協議して、短期入所生活介護計画を変更するものとします。

- 5 事業者は、短期入所生活介護計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第4条（介護保険給付対象サービス）

事業者は、介護保険給付対象外サービスとして、事業所において、契約者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上のお世話及び機能訓練を提供するものとします。

第5条（介護保険給付対象外のサービス）

- 1 事業者は契約者との合意に基づき、介護保険給付の至急限度額を超える短期入所生活介護サービスを提供するものとします。
- 2 前項の他、事業者は、下記のサービスを介護保険給付対象外のサービスとして提供するものとします。
- ①契約者が選定する特別食の提供（病院食等、処方箋に基づく食事）
 - ②契約者の衣類、または嗜好食品、理美容代（利用した場合）
- 3 前2項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。
- 4 事業者は第1項および第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第6条（契約期間と利用期間）

本契約でいう「契約期間」とは、第2条に定める契約の有効期間をいい、「利用期間」とは、第2条で定められた契約期間内において、事業者が契約者に対して、現に短期入所生活介護サービスを実施する期間をいいます。

第2章 サービスの利用と料金の支払い

第7条（サービス利用料金の支払い）

1 契約者は要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の1割）を事業者に支払うものとします。

ただし、契約者がいまだに要介護認定を受けていない場合及び居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。（要介護認定後又は居宅サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます。〔償還払い〕）

2 第5条に定めるサービスについては、契約者は重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。

3 前項のほか、契約者は利用期間中の食事代と契約者の日常生活上必要となる諸費用実費（おむつ代を除く）を事業者に支払うものとします。

4 契約者は、第3項に定めるサービス利用料金をサービスの利用終了時に、支払うもの
とします。

第8条（利用の中止・変更・追加）

1 契約者は、第6条に定める利用期間前において、短期入所生活介護サービスの利用を
中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合
には、契約者はサービス開始の前日までに事業者申し出るものとしてします。

2 契約者が、利用開始日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定
の取消料を事業者にお支払いいただく場合があります。ただし、契約者の体調不良等正
当な事由がある場合は、この限りではありません。

3 事業者は、第1項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対し
て、事業所が契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期
間を契約者に提示して協議するものとしてします。

4 契約者は、第6条に定める利用期間中であっても、サービスの利用を中止することが
できます。

5 前項の場合に、契約者は、既に行われたサービスに対する利用料金支払い義務及び
第12条第3項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担し
ている時は、利用終了日に清算するものとしてします。

6 第4項により契約者がサービスの利用を中止し、事業所を退所する場合において、事

業者は、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うものとします。

第9条（利用料金の変更）

- 1 第7条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該利用料金を変更することができるものとします。
- 2 第7条第2項及び第3項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行う日の2ヵ月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解除することができます。

第3章 事業者の義務

第10条（事業者及びサービス従事者の義務）

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供に当たって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、事業所の医師又は看護職

員若しくは主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関と連携し、契約者からの聴取・確認のうえでサービスを実施するものとします。

3 事業者及びサービス従事者は、契約者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他契約者の行動を制限する行為を行わないとします。

4 事業者は、契約者に対する短期入所生活介護サービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。

5 事業者は、サービス提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

第11条（守秘義務等）

1 事業者及びサービス従事者又は職員は、短期入所生活介護サービスを提供する上で知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

2 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

3 前2項に係らず、契約者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な

理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文章により得た上で、契約者又は契約者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第4章 契約者の義務

第12条（契約者の施設利用上の注意義務）

- 1 契約者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が契約者の居室等に立ち入り、必要な措置を講ずることを認めるものとします。ただし、その場合、事業者は、契約者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。
- 3 契約者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 4 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第5章 損害賠償（事業者の義務違反）

第13条（損害賠償責任）

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に従って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第11条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第14条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。特に以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を負いません。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに起因して損害が生じた場合
- 二 契約者が、サービスの実施に当たり必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに起因して損害が生じた場合
- 三 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に起因して損害が生じた場合

四 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為に
起因して損害が生じた場合

第 15 条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからず
事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサ
ービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものと
します。

第 6 章 契約の終了

第 16 条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

- 1 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い
事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。
 - 一 契約者が死亡した場合
 - 二 要介護認定により契約者の心身の状況が自立と認定された場合
 - 三 事業者が解散命令を受けた場合、または破産した場合、あるいはやむを得ない事
由により事業所を閉鎖した場合
 - 四 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合

五 事業所が介護保険の指定を辞退、または取り消された場合

六 第 17 条から第 19 条に基づき本契約が解約又は解除された場合

2 事業者は、前項第 1 号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第 17 条（契約者からの中途解約）

1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の 7 日前までに事業者へ通知するものとします。

2 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。

一 第 9 条第 3 項により本契約を解約する場合

二 契約者が入院した場合

三 契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合

第 18 条（契約者からの契約解除）

契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

一 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める守秘義務に違反した場合

- 二 事業者もしくはサービス従事者が第 11 条に定める守秘義務に違反した場合
- 三 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 四 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第 19 条（事業者からの契約解除）

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができません。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 二 契約者による第 7 条第 1 項から第 3 項に定めるサービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にかかわらずこれが支払われない場合
- 三 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどにより、本契約を継続しがたい重大な事情を生じたさせた場合

第 20 条（精算）

第 16 条第 1 項第二号から第六号により本契約が終了した場合において、契約者が、すでに実地されたサービスに対する利用料金支払い義務及び第 12 条第 3 項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から 1 週間以内に精算するものとします。

第 7 章 その他

第 21 条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を適切に対応するものとします。

第 22 条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題等が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

○上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、契約者、事業者が記名捺印の上、おのおの 1 通を保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者 住 所 長崎市女の都1丁目1597番地

事業者名 指定短期入所生活介護事業者 女の都山荘

代表者名 施設長 出口 由佳

契約者 住 所 _____

氏 名 _____ (印)

指定短期入所生活介護事業者 女の都山荘

重要事項説明書

当事業所は、介護保険の指定を受けています。

長崎県指定 第4270100987号

当事業所はご契約者様に対して指定短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要やサービスの内容、契約上についてご注意していただくことを次の通りご説明いたします。ご不明な点は遠慮なくお尋ね下さい

1 事業者の概要

①法人名 社会福祉法人 楽老会

②法人所在地 〒852-8144 長崎市女の都1丁目1597番地

③電話番号 095-845-6888 (FAX:095-845-6899)

④代表者氏名 理事長 出口 由佳

2 事業所の概要

①事業所の種類 指定短期入所生活介護事業者

平成12年2月1日開始

長崎県 第4270100987号

※当該事業所は介護老人福祉施設女の都山荘に併設されています。

②事業所の名称 指定短期入所生活介護事業者 女の都山荘

ホームページ <http://www.rakuroukai.or.jp/>

③電話番号 TEL:095-845-6888 FAX:095-845-6899

④事業所住所 〒852-8144 長崎市女の都1丁目1597番地

⑤事業所長名 管理者 出口 由佳

⑥運営方針 別紙「女の都山荘運営規定」参照

⑦利用定員 空床型の為、利用される居室・ベッドは、介護老人福祉施設、ご利用

用者様が入院等により生じた居室・ベッドの利用となります。

3 職員の配置状況 当事業所では、ご利用者様に対して短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

1 施設長	1名	9 夜勤専門介護職員	1名
2 医師（嘱託医）	1名	10 管理栄養士	1名
3 事務員	2名	11 調理職員	5名
4 生活相談員	1名	12 食器洗浄員	1名
5 介護支援専門員	1名	13 宿直員（守衛）	3名
6 機能訓練職員（兼務）（1名）		14 洗濯職員	2名
7 看護職員	3名		
8 介護職員	17名	合 計	39名

（令和5年5月現在）

4 事業所の提供するサービスの内容と料金

①食事

当事業所では、管理栄養士が作成する献立により、栄養並びにご利用者様の身体状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。

○食事時間 朝 食 午前 7：45～

昼 食 午前 11：45～

夕 食 午後 17：30～

②入浴

原則として、月曜日・火曜日・木曜日・金曜日が入浴日です。ただし、職員の勤務等により曜日が変更又は入浴ができない場合があります。又、入浴についてご希望があればご相談ください。

③介護及び介助

ご利用者様の自立を促すため身体能力を最大限活用した援助を行います。またオムツ等を使用なされる場合は適切に実施します。

④機能訓練

ご利用者様の心身の状態に応じ、日常生活を送るために必要な生活機能の改善と維持のため機能訓練を行います。

⑤相談及び援助

ご利用者様の心身の状況や、置かれている環境等の的確な把握に努め、ご利用者様又はご家族からの相談に適切に応じ、必要な助言と援助を行います。

⑥その他

詩吟・書道等のクラブがあり、自由参加になっています。又、大相撲の時期には、優勝者を予想する「大相撲星取りゲーム」などがあります。

⑦料 金

○介護保険利用の負担金（介護度別） 1日あたり基本料(1割負担の方)

介護サービス費（1単位＝10.17円 短期生活処遇改善加算Ⅲ：3.3 短期生活特定処遇改善加算：2.7

ペーパースタッフ等支援加算：1.6)

	介護費 (基本単位数)	加算 (単位)	利用者負担額 (1割)
要介護1	596	(一日につき) 短期生活サービス提供体制加算 22	676円
要介護2	665		753円
要介護3	737		830円
要介護4	806		906円
要介護5	874		980円

○食費・居住費（令和3年度改正後の段階別負担限度額適用後）

負担段階	食費/日	居住費/日	合計/日
1段階	300円	0円	300円
2段階	600円	370円	970円

3段階①	1,000 円	370 円	1, 370 円
3段階②	1,300 円	370 円	1, 670 円
4段階	1,445 円	855 円	2, 300 円

※朝食 217 円、昼食 614 円、夕食 614 円 ※負担限度額の申請により所得に応じて減額されます。

○送迎サービス利用料金（送迎費）

片道利用	1 8 7 円
------	---------

○基本食事費

朝 食	217 円/1 食
昼 食	614 円/1 食
夕 食	614 円/1 食
1 日あたり	1,445 円

○基本居住費

855 円/日

○理美容代

1 回あたり	1, 2 0 0 円
--------	------------

○その他

医療費・嗜好品・施設外依頼のクリーニング代等は実費をいただきます。

5 料金のお支払方法

サービスのご利用終了時に事業所へお支払ください。又、お送りする時に頂く事がありますが事前にご連絡いたします。

6 利用の中止、変更、追加について

- ・利用予定の前にご利用者様の都合により、サービスの利用を中止または変更することができます。この場合にはサービス実施日前までに事業所に申し出て下さい。
- ・サービス利用の変更、追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご利用者様の希望する期間にサービスの提供ができない場合は、他の利用可能日時を掲示していただき検討いたします。
- ・ご利用者様がサービスを利用されている期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

7 ご利用時に用意していただく物

- ・保険証類
 - ①介護保険証
 - ②健康保険証
 - ③被爆者手帳（お持ちの方）
 - ④介護保険負担限度額認定証

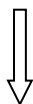
⑤その他必要な書類

- ・ かかりつけの病院の診療情報提供書と定時薬
- ・ 衣類等日常生活用品（必ず、お名前を記入又はわかるようにして下さい。）

8 苦情の受付

■苦情についての対応方法■

ご利用者様又はご家族



苦情等があった場合は施設へ直接連絡するか、お電話で申

し入れてください。

苦情受付担当者又は第三者委員



審 議 会



苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員、関連職種が
会議を開き解決策を検討します。

審議会等での検討後、回答及びご報告をいたします。

ご利用者様又はご家族

苦情解決責任者 施設長 出口 由佳 (095-845-6888)

苦情受付担当者 相談員 峰 (095-845-6888)

第 三 者 委 員

楽老会評議員 野田昌輔 (095-847-3168)

地域民生委員 古場久美子 (095-846-1457)

所 轄 公 共 機 関 長崎県国民健康保険団体連合会 (095-826-1599)

長崎市役所高齢者すこやか支援課 (095-829-1146)

9 事故発生事業所の対応

ご利用者様が転倒等で事故が起きた場合は速やかに処置を行い、ご家族様へご連絡いたします。なお、事故の発生について、あきらかに施設の責任と認められる場合は、損害賠償責任を負う場合があります。

10 非常災害対策

火災、災害予防及び出火防止を図るため、毎年定められた期間に関係所轄機関及び消防設備機関のもとで防災訓練及び避難訓練を実施し、火気使用設備用具や消防設備等を定期的に保守、点検等を行います。

重要事項説明について

短期入所生活介護サービスの提供に当たり、ご利用者様に対して契約書及び本書面に基
づいて重要な事項を説明いたしました。

事業者 〒852-8144 長崎市女の都 1 丁目 1597 番地

社会福祉法人楽老会

短期入所生活介護事業者 女の都山荘

管理責任者 出口 剛

説明者 職 種 施設長 生活相談員 介護支援専門員

看護員 介護員 その他

氏 名 _____ ⑩

同 意 書

私は、契約書及び本書面に基づき事業者から短期入所生活介護サービスについての重要な事項の説明の内容を受け、サービスの利用開始に同意します。

利用者

住 所 〒 _____

氏 名 _____ (印)

代理人

住 所 〒 _____

氏 名 _____ (印)